

騒音規制法に係る特定施設

(騒音規制法施行令 別表第1)

施設の種類		規 模		
1	金属加工機械	イ	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のもの
		ロ	製管機械	
		ハ	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
		ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く
		ホ	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの
		ヘ	せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの
		ト	鍛造機	
		チ	ワイヤーフォーミングマシン	
		リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
		ヌ	タンブラー	
		ル	切断機	といしを用いるもの
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの	
4	織機		原動機を用いるもの	
5	建設用資材製造機械	イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの
		ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のもの
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの	
7	木材加工機械	イ	ドラムパーカー	
		ロ	チップパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
		ハ	碎木機	
		ニ	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
		ホ	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
		ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの
8	抄紙機			
9	印刷機械		原動機を用いるもの	
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳造型機		ジョルト式のもの	